

四 癸行方法

三 振替法の適

二
名
稱
及
て
言
文
字
の
根
拠

○財務省告示第三百三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十月九日

五

口 イ 方 募
入 価 法 入
札 格 決
格 行 定
行 争 の

六
イ 発

入 価 行 争 非 者 特 国
札 格 行 入 価 • 別 債
發 競 札 格 第 參 市
行 争 額 發 競 I 加 場

者 特 国
・ 別 債
第 參 市
I 加 場

た条特八に規万面行十円で利第入り確う額
利第別十つ定円金し六、二付一れ財保ち面
付一會七いに、額た条特千国項の政を、金
国項計億て基同で利第別九債の特投図財額
債のに九はづ法五付一會百に規例融る政で
に規関千、き第千国項計七つ定に資た運一
つ定す三額発六七債のに十いに関特め營兆
いにる十面行十百に規関四て基す別のに
て基法万金し二十つ定す億はづる会公必
、づ律円額た条一いにる七、き法計債要
額き第で利第億て基法百額発律かのな
面發四千付一百はづ律八面行第ら發財
金行十三国項九、き第十金し二の行源
額し六百債の十額發四万額た条繰及の

込 募 各 当 も 各 価
み 限 国 て の 申 格
の 度 債 る か 返 競
応 額 市 。 ら み 争
募 の 場 そ の 入
額 範 特 の う 札
を 囲 別 応 ち 發
割 内 参 募 応 行
り に 加 額 募 一
当 お 者 を 価 と
て い ご 順 格 次
る て い と の 割 高
。 各 の 申 応 り い

十 三 二	十 口 イ 一	九 八	七 口 イ
	發	振額最	払
經利行爭非者特國入価發		替低行爭非者特國入価	行爭非
過入価・別債札格行行		單額入価・別債札格	込入価
利札格第參市發競價		位面札格第參市發競	金札格
子率發競I加場行爭格目		金發競I加場行爭額	發競

十号に規定する。期日には払い込

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{4}{365}$$

(二)

規下は期た期平
定、が金と成控得は出に住時額金にの口るに
す次そ銀額し二除税外しは者に（額よに座も係發
る号の行を、十すの国た、又おたにりつにのる行
期及翌休支次二る税法金前はいだ百算い記と所時
日び営業払の年こ率人額記外てし分出て載し得に
に第業日う算三とをがに（一）國取、のしは又て税お
つ十日が乗適当の法得当二た、は振がい
い六にたに二でじ用該算人す該十金前記替源て
て号支當だよ十きたを非式でる國を額記録口泉、
同に払たしり日。金受居にあ者債乗か（一）さ座徵そ
じおうる、算を。額け住よるがをじらのれ簿収の
い（一）と支出支（一）る者り場非発た当算る中さ利
て以き払し払を所又算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子

十五

第一期以

毎年三月二十日及び九月二十日

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償 後
込 札 場 利 還 還 の
期 参 所 金 金 期 利
日 加 支 額 限 子

平 財 日 額 平 利 て を
成 務 本 面 成 子 、 支
二 大 銀 金 四 を そ 払
十 臣 行 額 十 支 の 期
一 か 百 一 払 日 と
年 ら 円 年 う 以 し
九 通 に 九 ° 前 、
月 知 つ 月 六 各
二 を き 二 月 支
十 受 百 十 間 払
四 け 円 日 に 期
日 た 属 に
者 す お
る い